

## 特定機能病院管理者研修事業実施要綱

### 1. 目的

特定機能病院において、医療安全に関する重大な事案が相次いで発生したことから、社会保障審議会医療部会における審議等を踏まえ、医療に係る安全確保の観点から特定機能病院の承認要件の見直しを行った。

新たな承認要件として、医療に係る安全管理のため、特定機能病院の管理者は、医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者に定期的に医療に係る安全管理のための研修を受けさせるとともに、自ら定期的に当該研修を受けることとしている。

特定機能病院の承認要件見直しに関連して、特定機能病院の医療安全確保を図るため、管理者向けの研修会を実施し、関係者の資質向上を図ることを目的とする。

### 2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「特定機能病院管理者研修事業実施団体公募要領」により選定された団体とする。

### 3. 事業内容

(1) 受講対象者は、特定機能病院の医療安全管理に携わる以下の者とする。

- ① 管理者
- ② 医療安全管理責任者
- ③ 医薬品安全管理責任者
- ④ 医療機器安全管理責任者

(2) 研修内容は、特定機能病院の管理者及び各責任者が医療安全管理確保を的確に実施するため必要とされる事項に関する講義・グループワーク等とする。研修の内容等については、厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室と十分に協議を行った上で決定すること。

(3) 研修期間中は、専門に利用できる教室、演習室（グループワーク等のため）が確保でき、教室、演習室は、採光、換気等が適当であり、学習環境への配慮が行えるものとする。また、受講生に対しては参考教材を配布するなど、効率的・効果的な研修を行うものとする。

(4) 研修実施後は、受講者の意見を把握するとともに、研修の効果等を検証し、研修内容・運営方法等の評価を行う。また、事業報告書を作成し、厚生労働省に報告するものとする。